

核兵器の禁止に関する条約（核兵器禁止条約）

前文

この「核兵器の禁止に関する条約」の締約国は、国連憲章の目的や原則が実現するよう貢献したいと決意すると同時に、核兵器がどのような形で使われようが、人類社会にとって壊滅的な結果を招くことを深く憂慮しています。核兵器が完全に廃絶されることが必要であり、核兵器の廃絶こそが、核兵器がふたたび使われないことを保証する唯一の方法であると確信しています。

核兵器が継続的に存在することによって、さまざまな危険がつきまといきます。偶発的事故や誤算による核爆発、あるいはある意図に基いて核爆発が起きることも考えなければなりません。これらの危険はすべての人類の安全に関わります。

すべての国が核兵器のあらゆる使用を防止するために努力する責務を負っています。

核兵器がもたらす壊滅的な被害は、とうてい対処できるものではありません。その被害は国境を越え、人類の生存や環境を破壊してしまいます。各国の社会や経済の発展のみならず、世界経済を破滅させ、食料の安全や現在と将来の世代の健康に重大な影響を与えます。女性や少女に与える放射線の影響も深刻なものです。

核軍縮は、人類社会の倫理が求めるものであり、核兵器のない世界を実現し、それを維持することは緊急的な課題なのです。この課題は今の世界の最上位にある公益性をもっています。核廃絶の実現は、国家の安全保障や集団安全保障の役割を果たすことにもなるのです。

核兵器の使用や核実験によって、耐え難い苦しみと心身への害を被った人びと（ヒバクシャ）たちのことを心に留めなくてはなりません。また核実験などによって一方的な被害を受けた先住民たちのことも忘れてはいけません。

すべての国は、いかなる時も国際人道法や国際人権法を遵守する義務を負っています。私たちは、あらためてこのことを確認したいと思います。

国際人道法のさまざまな原則とその規則は、武力紛争の当事者が戦いの方法や手段を無制限に選ぶことを認めていません。たとえば戦闘員と一般市民、あるいは軍事施設と民用施設を厳格に区別すること、無差別攻撃の禁止、過大な報復攻撃の禁止、被害の拡大を未然に防止する措置、過度の加害や無用の苦痛を与える兵器の使用禁止、自然環境を保護する原則を改めて認識する必要があります。

これらのどの点から見ても、どのような形で核兵器が使われようが、武力紛争に適用される国際法の規則、とりわけ国際人道法の原則とその規則に違反することは明らかで、どのような目的であっても核兵器の使用は、人道上の原則や公共の良心に反するのです。

国連憲章は、国が武力による威嚇または武力を行使することを許していません。いかなる国に対しても領土の保全や政治的独立を実現するためといえども、国連の目的と一致しない方法をとることは許されていません。また、国際社会の平和や安全を確立したり、維持するためと言っても、世界の人的・経済的資源を軍備のために使うことは最小限にしなければなりません。

国連総会の最初の決議(1946年1月24日に採択)や核兵器の廃絶を求めるその後の決議を思い返しても、核軍縮の進み方があまりに遅く、軍事や安全保障上の考え方や方針、政策は依然として核兵器に依存していることは残念なことです。また、核兵器システムの生産やその維持、改良のためにお金や才能が無駄遣いされていることは嘆かわしいことです。

法的な拘束力のある方法で核兵器を禁止することは、核兵器のない世界を作り上げ、永遠にそれを維持していくために重要なことです。核兵器のある世界には二度と後戻りさせないこと、世界に核兵器がないことを検証できること、だれもが核兵器が存在しないことを確認できる公明正大な核の廃絶という目的に向けて行動することを私たちは決意しました。

国際社会は、厳重で効果的な管理をおこなって完全な軍縮を実現するために行動することを決意します。また、完全な核軍縮を実現するよう交渉を誠実におこなって、ついにはそれを現実のものにする義務を私たちは負っています。

「核拡散防止条約」(NPT)は核軍縮や不拡散体制を実現するための土台として機能しています。「核拡散防止条約」は、十分に活かされ、効果的に実施されることで、世界の平和や安全を確保していくうえで、不可欠な役割を果たすものです。

さらに核軍縮や不拡散体制の中心的役割を「包括的核実験禁止条約」(CTBT)とその検証システムが果たしています。国と国の間で自由に締結され、国際的に承認された非核兵器地帯をつくることもまた、世界や地域の平和と安全を確実なものにし、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目標を実現することに役立つ手段であると確信しています。

ただし、この「核兵器の禁止に関する条約」は、無差別に平和的目的のための原子力の研究、生産や利用を進展させるという締約国の権利に影響を及ぼすものではありません。

あらゆる人びとがこぞって参加することは、持続可能であり、平和で安全な国際社会を実現するうえで不可欠な要素です。とりわけ、女性の核軍縮への積極的な参加を促しサポートしていきましょう。

平和や軍縮教育の重要性の告知すること、そして核兵器が現在と将来の世代にもたらす危険性についての意識を高めることの重要性は言うまでもありません。

この「核兵器の禁止に関する条約」の原則や規範を国際社会に広めるという行動、核兵器の全面的な廃絶という願いにこめられた人道上のさまざまな原則を押し進めるという公共の良心が、いまこそ希求されています。

国連、国際赤十字・赤新月運動、その他の国際機関や地域的機関、NGO、宗教指導者、各級の議会、学術研究者、ヒバクシャの努力に大いなる敬意を表しつつ、以下の内容を協定します。

第1条 (禁止)

締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを誓います。

- ①核兵器その他の核爆発装置を開発し、実験し、生産し、製造し、その他の方法によって取得し、保有しまたは貯蔵することをしません。
- ②核兵器その他の核爆発装置またはその管理をいずれかの者に対して直接または間接に渡すことをしません。
- ③核兵器その他の核爆発装置またはその管理を直接または間接に受け取ることはしません。
- ④核兵器その他の核爆発装置を使用することまたは使用すると言って相手を脅すことをしません。
- ⑤この条約によって禁止されている活動をだれに対しても、どのような理由があろうが、援助したり、勧めたり、誘うようなことはしません。
- ⑥この条約によって禁止されている活動をだれに対しても、どのような理由があろうが、援助してもらったり、勧めに乗ったり、援助してもらうことはしません。
- ⑦自国の領域や自国の管轄したり管理している場所に、核兵器や核爆発装置を配備したり、配備することを許可することをしません。

第2条(申告)から第20条(正文)まで略(●ページ参照)

2017年7月7日にニューヨークで作成された。

*本訳文は、反核法律家協会(JALANA)による2017年7月20日現在暫定訳(<http://www.hankaku-j.org/infomation/data/170720.pdf>)を参考にしています。

*原文 A/CONF.229/2017/8 (<http://undocs.org/A/CONF.229/2017/8>)